

令和8年度の保険料率について

【医療分】

所得割率	9.24%
均等割額	49,000円
賦課限度額	850,000円

【子ども分】

所得割率	0.25%
均等割額	1,400円
賦課限度額	21,000円

1. 保険料の計算方法

【医療分】と【子ども分】の合計が年間にお支払いいただく保険料となります。

【医療分】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 49,000 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得}(\times 1) \times 9.24\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline (100 \text{円未満切捨て}) \\ \hline \end{array}$$

【子ども分】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 1,400 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得}(\times 1) \times 0.25\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline (100 \text{円未満切捨て}) \\ \hline \end{array}$$

- 年度の途中から資格を取得した場合は、その月分からの保険料を負担していただきます。
- 年度の途中で資格を喪失した場合は、その月の前月分まで(喪失日が月末の場合はその月まで)の保険料を負担していただきます。
- 被保険者ごとに計算した実際の保険料の金額は、毎年8月以降に各市町村からお知らせします。

(※1)賦課のもととなる所得とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得金額(退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額)の合計から、基礎控除額(最大43万円)を控除した金額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除されません)。

2. 均等割額軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額 (<small>……部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します</small>)	軽減割合 上段:医療分 下段:子ども分	軽減後の 均等割額
43万円	7.2割	13,720円
+10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下	7割	420円
43万円+31万円×被保険者数	5割	24,500円
+10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下	5割	700円
43万円+57万円×被保険者数	2割	39,200円
+10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下	2割	1,120円

- 総所得金額等とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額のことです(株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります)。なお、専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。
- 総所得金額等は基礎控除前のもので、所得割額算定にかかる「賦課のもととなる所得金額」とは異なります。
- 65歳以上の方の公的年金等所得については、公的年金収入額から公的年金等控除額を差引きさらに15万円(高齢者特別控除)を差引いた額を軽減判定の所得とします。
- 年金・給与所得者の数とは、給与所得がある方(給与収入額55万円超)、または公的年金等所得がある方(公的年金収入が65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超)の数です。
- 軽減判定は、当該年度の4月1日(新たに制度の対象になった方は資格取得時)における世帯状況により行います。

3. 会社の健康保険などの被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度加入前日において、会社の健康保険(国民健康保険、国民健康保険組合は除く)などの被扶養者であった方は、次のとおり保険料額が軽減されます。

	軽減割合
① 均等割額	加入から2年を経過する月まで5割軽減(※)
② 所得割額	当面の間、負担なし

※「2.均等割額軽減」の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。

保険料の計算例

(収入が公的年金のみの場合を想定)

【例1】 単身者の場合

公的年金 収入金額	医療分 (所得割率9.24%、均等割額49,000円)			子ども分 (所得割率0.25%、均等割額1,400円)			令和8年度保険料 医療分+子ども分
	所得割額	均等割額	計	所得割額	均等割額	計	合計
153万円	0円	13,720円 (7.2割軽減)	13,700円	0円	420円 (7割軽減)	400円	14,100円
168万円	13,860円	13,720円 (7.2割軽減)	27,500円	375円	420円 (7割軽減)	700円	28,200円
199万円	42,504円	24,500円 (5割軽減)	67,000円	1,150円	700円 (5割軽減)	1,800円	68,800円
225万円	66,528円	39,200円 (2割軽減)	105,700円	1,800円	1,120円 (2割軽減)	2,900円	108,600円
282万円	119,196円	49,000円	168,100円	3,225円	1,400円	4,600円	172,700円

【例2】 75歳以上の夫婦2人で、妻が公的年金収入80万円以下の場合

公的年金 収入金額		医療分 (所得割率9.24%、均等割額49,000円)			子ども分 (所得割率0.25%、均等割額1,400円)			令和8年度保険料 医療分+子ども分
		所得割額	均等割額	計	所得割額	均等割額	計	合計
153万円	夫	0円	13,720円 (7.2割軽減)	13,700円	0円	420円 (7割軽減)	400円	14,100円
	妻	0円	13,720円 (7.2割軽減)	13,700円	0円	420円 (7割軽減)	400円	14,100円
168万円	夫	13,860円	13,720円 (7.2割軽減)	27,500円	375円	420円 (7割軽減)	700円	28,200円
	妻	0円	13,720円 (7.2割軽減)	13,700円	0円	420円 (7割軽減)	400円	14,100円
230万円	夫	71,148円	24,500円 (5割軽減)	95,600円	1,925円	700円 (5割軽減)	2,600円	98,200円
	妻	0円	24,500円 (5割軽減)	24,500円	0円	700円 (5割軽減)	700円	25,200円
282万円	夫	119,196円	39,200円 (2割軽減)	158,300円	3,225円	1,120円 (2割軽減)	4,300円	162,600円
	妻	0円	39,200円 (2割軽減)	39,200円	0円	1,120円 (2割軽減)	1,100円	40,300円